相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市田名部町三一四番地、最後の住所東京都中野区野方一丁目二一番八号
被相続人　亡　小野　徹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
青森県青森市長島二丁目二五番一号太陽生命青森ビル七階竹中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹中　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市白山一丁目一番、最後の住所茨城県取手市白山一丁目一番四四号
被相続人　亡　本山　義春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
事務所茨城県取手市新町五丁目一七番一一号　相続財産管理人弁護士　千葉真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡市貝町大字田野辺一四六八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大貫　晶三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
栃木県那須塩原市西朝日町一三番二〇号正気屋ハイツB棟一一〇号室　事務所栃木県宇都宮市材木町四番二号松本ビル四階
相続財産管理人　弁護士　岩﨑　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡茂呂村大字茂呂二二八二番地の一、最後の住所群馬県伊勢崎市大字茂呂二七一番地
被相続人　亡　鈴木国五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
群馬県前橋市新前橋町一番地三五法律事務所コスモス
相続財産管理人　弁護士　山田　智明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市平和台五丁目三四九番地の二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大熊　利昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命ビル五階東葛総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福富美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国一丁目一〇番地の三、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四特別養護老人ホーム砂川園
被相続人　亡　林　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市苅谷八五番地、最後の住所東京都立川市錦町六丁目二八番一五号至誠特別養護老人ホーム
被相続人　亡　小林　モト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府南河内郡河南町大字東山七八七番地、最後の住所大阪府南河内郡河南町大字東山七七七番地
被相続人　亡　北山　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
大阪府富田林市藤沢台六丁目二六番五号
相続財産管理人　前田　百代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市清荒神三丁目一三番、最後の住所大阪府池田市緑丘一丁目二番一七―六〇九号
被相続人　亡　井戸　泰道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三
相続財産管理人弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市秋芳町岩永本郷一五五八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　後藤たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
山口県山口市春日町二〇六六番一藩庁門ビル二階　相続財産管理人　中山　修身

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県長門市油谷伊上一三七番地二、最後の住所山口県長門市俵山五一六八番地
被相続人　亡　重永　優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
山口県周南市岐山通二丁目一五番地
相続財産管理人　谷村　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字仁井令八九一番地一、最後の住所山口県防府市大字仁井令八九一番地の一
被相続人　亡　塩田　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日
山口県山口市春日町二〇六六番一藩庁門ビル二階　相続財産管理人　中山　修身

第11期決算公告

平成22年2月8日　東京都千代田区五番町7

日本ヒューレット・パッカード株式会社

代表取締役社長　小出　伸一

貸借対照表の要旨（平成21年10月31日現在）（単位：億円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,877	流動負債	1,178
現金・預金	106	固定負債	42
売掛金	564	負債合計	1,220
棚卸資産	174	株主資本	980
短期貸付金	884	資本金	100
その他の流動資産	147	資本剰余金	452
固定資産	323	資本準備金	452
有形固定資産	145	利益剰余金	428
無形固定資産	9	利益準備金	11
投資その他の資産	168	その他利益剰余金	416
		純資産合計	980
資産合計	2,201	負債・純資産合計	2,201

損益計算書の要旨

（自　平成20年11月1日　至　平成21年10月31日）

（単位：億円）

科目	金額
売上高	3,630
売上原価	3,049
売上総利益	581
販売費及び一般管理費	445
営業利益	135
営業外収益	23
営業外費用	92
経常利益	66
特別損失	123
税引前当期純損失	56
法人税等	△19
当期純損失	37